

百華苑訪問看護ステーションご利用料

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護）
 指定訪問看護のサービスは、利用料金の7割、8割、9割が介護保険から給付されます。
 <サービス利用料金（1割負担の場合の1回あたり自己負担額）>
 看護師がサービスを提供した場合

サービス提供時間	自己負担額 (要介護1～5の場合)	自己負担額 (要支援1～2の場合)
20分未満	313円	302円
30分未満	470円	450円
1時間未満	821円	792円
1時間30分未満	1125円	1087円

准看護師がサービスを提供した場合は、所定負担額の9割の額となります。
 前回の訪問からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合は、それぞれの
 所用時間を合算した時間となります。ただし緊急時の訪問看護は除きます。

ご利用者の状態に応じて、複数の看護師等が訪問看護を実施した場合には複数名
 訪問加算をいただきます。

特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間
 30分以上となる場合は長時間訪問看護加算として300円をご負担いただきます。

理学療法士等がサービスを提供した場合（20分を1回として）

	要介護1～5の場合の自己負担額	要支援1～2の場合の自己負担額
2回以内/日	293円	283円
2回超/日	上記の9割の額となります。	上記の5割の額となります。

<体制加算額について>

当事業所は、従事者の資質向上の為の研修を計画・実施し、ご利用者に関する情報
 若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達、技術指導を目的とした会議
 を定期的実施しております。また、従事者の3割以上が実務経験7年以上の経験者で
 ある等サービス提供体制強化加算の算定要件を満たしているため1回の訪問に付き上記
 の金額に加え6円をご負担いただきます。

職員の異動等により従事者の3割以上が実務経験3年以上となる場合、体制加算額は
 3円となります。

<個別加算額について>

初回加算 300円/月	過去2ヶ月間において、当事業所より訪問看護を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合。
退院時共同指導加算 600円/月	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中（もしくは入所中）のご利用者に対して退院時共同指導（ご利用者やご家族に対し病院等の主治医等と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供すること）を行った後に、初回の訪問看護を提供した場合。
緊急時訪問看護加算 574円/月	ご利用者の同意を得た上で、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合。
特別管理加算 500円/月	特別な管理を必要とすることご利用者（在宅悪性腫瘍等患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の方）に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
特別管理加算 250円/月	特別な管理を必要とすることご利用者（在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡等の状態の方）に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
ターミナルケア加算 2000円/月	在宅で死亡したご利用者に対し、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）
看護・介護職員連携強化加算 250円/月	訪問介護事業所の訪問介護員に対し、たんの吸引等に係わる計画書や報告書の作成、緊急時等の対応について助言を行い、当該訪問介護員等に同行し、ご利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

項目	内容	利用料金
複写物の交付	ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。	1枚につき： 10円
死後の処置料	全身清拭、化粧、外観を整えるなど	10,000円
その他必要物品	治療やその他処遇に必要な物品は、実費をご負担いただきます。	実費